## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成21年1月13日(火)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事 象が対象になります。

平成21年1月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

その他: 8 件					
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考	
1	2号機	主蒸気逃がし安全弁の予備品(配管に接続されていない)点検において、当該弁のカップリングが弁棒ねじに焼付き、取外しできないことが認められたため、当該弁カップリングを交換。	D		
2	2号機	制御棒駆動系水圧制御ユニット(制御棒座標:22-31)用アキュームレータ窒素ガス 圧力指示計継手部に微少の漏えいが認められたため、当該指示計継手部を補 修。	D		
3	2号機	プラント起動操作中において、低圧復水ポンプ及び高圧復水ポンプのスイッチを停止から自動位置に操作時、「計算機待機監視給復水系不待機」の表示が、復帰しない事象が認められたため、原因調査。	D		
4	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)入口一、二次ドレン弁及び同ポンプバイパス弁後弁一、二次ドレン弁に、にじみ程度のシートリークが認められたため、当該ドレン配管に閉止栓を取付。	D		
5	2号機	プラント起動操作中において、原子炉隔離時冷却系テスト可能逆止弁グランド部の漏えいを示す事象(温度上昇)認められたため、漏えい止め弁を閉、当該温度降下確認後、対応検討。	C		
6	2号機	主復水器空気抽出器出口Uシールドレン弁において、にじみ程度のシートリークが確認されたため、当該ドレン配管に閉止栓を取付。	D		
7	3号機	残留熱除去機器冷却系熱交換器(C)管側(海水側)出口弁の操作ハンドルが、弁棒より外れているのが認められたため、当該操作ハンドルを取付。	D	·H21年1月14日再 審議にてグレード 変更「C D」	
8	4号機	運転中の換気空調補機冷却系主冷凍機(B)の運転回数カウンタに動作不良(高速で動作)が認められたため、当該カウンタを点検。	D		

## 【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づ〈報告事象等 の重要な事象	<ul><li>・計画外の原子炉の停止</li><li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li><li>・非常用炉心冷却系の作動</li><li>・火災の発生 など</li></ul>
区分	運転保守管理上、重要な 事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 *安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 *管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、 信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表す る事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

## 【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、 点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置 を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

Αs

: 法令、安全協定に基づく報告事象 :プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象

:国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象 Α

:定期検査工程へ大きな影響を与える事象

国の検査等で指摘を受けた事象 :運転監視の強化が必要な事象

C 品質保証の要求事項に対する軽微な事象

D : 通常のメンテナンス範囲内の事象

対象外:消耗品の交換等の事象

## (お問い合わせ)

В

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電 話 0240-25-1353